

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会
不明門利活用事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市の観光のシンボルである岡山城天守閣の附属施設である不明門について、文化の向上と観光資源の発掘を図るため、幅広い利活用のための事業「不明門利活用事業（以下「利活用事業」という。）」を実施するために必要な事項を定める。

(利活用事業の対象)

第2条 利活用事業の対象は、不明門とする。

2 前項の利用用途は、特定の団体又は者が参加する会議、集会及びこれらに類する催事等とし、利用申請に基づき利用を認められたものとする。

(利用可能日及び時間)

第3条 利活用事業として利用できる日は、令和8年3月31日までの毎年1月1日から12月28日までとする。ただし、閉場期間や、(公社)おかやま観光コンベンション協会(以下「協会」という。)、岡山市、おかやま城下町物語実行委員会が事業を実施する日、管理運営上支障があると認められる日等、特別な場合についてはこの限りではない。

2 利用可能時間は、別表第1のとおりとする。

(利用の申請)

第4条 この要綱に基づく利用を希望する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ「不明門利用申請書(様式第1号)」を、利用日の1週間前までに協会会長(以下「会長」という。)に提出し、その承認等を受けなければならない。

2 前項に定める申請において、会長が必要と認める書類を添付させることができるものとする。

3 承認等を受けた事項を変更しようとするときは、申請者は速やかに変更申請を行うこととする。ただし、一部の変更(利用者数や備品追加等)については、変更申請が必要のない場合もある。

(利用の承認)

第5条 会長は、前条の規定により申請のあったとき、速やかにその内容について審査し、適当と認める場合は、「不明門利用承認通知書(様式第2号)」により申請者に通知するものとする。

2 前項において、会長及び岡山市が必要と認める場合は条件を付すことができるものとする。

(利用の不承認)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、第4条の規定による申請を承認しないものとする。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動、又は利活用事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのあるもの

(2) 岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例に該当するもの

(3) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるもの

(4) 建物、器具、展示物等をき損し、汚損し、又は滅失するおそれのあるもの

(5) 利活用事業について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのあるもの

(6) 未成年者のみでの利用

(7) 岡山城天守閣条例，岡山城天守閣条例施行規則，若しくはこの要綱の定めに違反するおそれのあるもの

(8) その他，会長及び岡山市が適当でないと認めるもの

(目的外利用の禁止等)

第7条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は，承認を受けた目的以外に利用し，又は利用する権利を他人に譲渡し，若しくは転貸してはならない。

(利用の承認の取消し等)

第8条 会長は，利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上やむを得ない事態が発生したときは，承認した事項を変更し，又は利用の停止を命じ，若しくは承認を取り消すことができる。

(1) 岡山城天守閣条例と岡山城天守閣条例施行規則，若しくはこの要綱の定めに違反したとき

(2) 偽りその他不正な手段によって利用の承認を受けたとき

(3) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき

2 前項の処分により，利用者に損害が生ずることがあっても，会長及び岡山市はその賠償の責めを負わない。

(利用者の責務)

第9条 本事業における不明門の利用料は，別表第1のとおりとする。

2 前項に定める利用料については原則，前納とする。

ただし，会長が一部または全部の後納を認める場合は，この限りではない。

3 利用者は，利活用事業による効果検証のため，会長及び岡山市が求める調査に協力するものとする。

4 利用者は，利用に際し必要な物品や資材等の準備及び片付け，利用後の清掃・現状復旧，その他利用に伴い必要な許可手続きを，自己の責任において行うこととする。

(利用料の還付)

第10条 既納の利用料は，還付しない。ただし，利用者の責めによらないで，利用ができなくなったとき，又は会長が相当の理由があると認めるときは，この限りではない。

(利用の制限)

第11条 会長は，次の各号のいずれかに該当する者については，利用を許可しない。

(1) 他人に危害を及ぼし，又は迷惑をかけるおそれのある物品等を携行する者

(2) めいてい等により他人に危害又は迷惑をかけるおそれがあると認められる者

(3) 建物，器具，展示物等を損傷するおそれがあると認められる者

(4) 前3号に掲げるもののほか，管理上支障があると認められる者

(禁止行為)

第12条 利用に際して，原則，次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火気の使用

(2) 指定場所以外での喫煙行為（不明門内は全面禁煙）

(3) 建物，器具，展示物等をき損し，汚損し，又は滅失する行為

- (4) 物品の販売, その他これに類するような商行為
- (5) 広告又は, これに類する貼紙を表示し, 又は配付すること
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること
- (7) 他人に危害を及ぼし, 又は迷惑をかける行為
- (10) その他, 管理上支障があると認められる行為

2 会長は, 前項の規定に違反し, かつ協会職員の指示に従わない者及び利用者に対しては, 退場を命ずることができる。

(損害賠償)

第13条 利用者が, 故意又は過失により不明門又は設備をき損し, 又は滅失したときは, 協会又は岡山市の指示に従い, これを原状に復し, 又は損害を協会又は岡山市に賠償しなければならない。

2 利用に際し, 利用中に起きた事故に対しての損害賠償は, 利用者が負うものとし, 協会及び岡山市は一切の責任を負わない。

(個人情報保護方針)

第14条 協会は, 個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守し, 個人情報の重要性を認識し, 以下のガイドラインに基づいて, 適切な取り扱いと保護の徹底に努めるものとする。

(1) 協会では, 以下のような場合に必要な範囲で個人情報を収集する。

- ・ 申請者からのお問い合わせ及びお申し込み時

(2) 申請者から収集した個人情報は以下の目的で利用する。

- ・ 申請者又は利用者への連絡
- ・ 申請者又は利用者からのお問い合わせに対する回答

(3) 取得した個人情報を第三者に開示または提供しないものとする。ただし, 以下の場合は除く。

- ・ 申請者または利用者の同意がある場合
- ・ 警察からの要請など, 官公署からの要請の場合
- ・ 法律の適用を受ける場合

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか, 必要な事項は, 会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は, 令和4年10月12日から施行する。

別表第1（第3条，第9条関係）

区 分	内 容	金額（税込）
不明門（基本 60 名まで）	（午前）午前 9 時から正午まで	7, 5 0 0 円
	（昼）正午から午後 1 時まで	2, 5 0 0 円
	（午後）午後 1 時から午後 5 時まで	1 0, 0 0 0 円
	（夜間）午後 5 時から午後 9 時 3 0 分まで	1 1, 2 5 0 円
	*不明門内に設置されている机・パイプ椅子・ホワイトボード	無料

備考

- 1 机・椅子のレイアウト，片づけは利用者により行うものとする。
- 2 不明門は，岡山城天守閣開場時間に限り利用できることとする。なお，不明門のみの夜間利用は原則不可。
- 3 不明門における正午から午後 1 時までの時間帯は，不明門の午前または午後の時間帯との併用に限り利用できることとする。
- 4 岡山城天守閣へ入場する場合は，別途，入場料が必要。

不明門利活用事業
不明門利用申請（変更申請）書

（西暦） 年 月 日

（公社）おかやま観光コンベンション協会
会 長 様

申請者 住所（所在地）

主催団体等

（名称及び代表者名）

印

不明門における利活用事業に基づく利用を希望しますので下記により利用申請（変更申請）いたします。なお、利用申請（変更申請）にあたっては、不明門利活用事業に関する要綱の適用を受けることについて同意し、順守します。

私は不明門利活用事業に関する要綱に同意し、利用申請を致します。（※ にチェックをしてください。）

1 会議・集会等名称	
2 主な目的・内容	
3 利用年月日	西暦 年 月 日 ()
4 予定利用者数	人 (予定)
5 利用時間	【利用区分】 午前 ・ 昼 ・ 午後 ・ 夜間 【利用時間】 時 分～ 時 分
6 担当者・連絡先	担当者名： 電話番号： E-mail：
7 添付資料	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> その他()
8 請求先	<input type="checkbox"/> 申請者(社)と同じ <input type="checkbox"/> その他()

・ 個人情報 は 本件 の 関連 の み で 使用 し 他 の 事 に は 使用 いた し ませ ん。

不明門利活用事業
不明門利用承認通知書

（西暦） 年 月 日

様

（公社）おかやま観光コンベンション協会
会長

（西暦） 年 月 日付けで申請のありました不明門の利用について、下記のとおり承認します。

1 承認会議・集会等名

--

2 承認利用日及び時間

（西暦） 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分

3 承認場所

--

4 利用料金

円

5 利用条件・その他

--